

参考資料

概要

- 「加速化プラン」に基づく児童手当の抜本的拡充(※)について、子育て世帯の方により迅速に、かつきめ細かく支給する観点から、次の2つの見直しを行う。
 - ①これまで年3回の支給としていたものを、年6回とする。
 - ②これとあわせて、拡充後の初回支給を令和7年2月から来年12月に前倒し、年内に給付が届くようにする。
- ※所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、多子加算の増額(第3子以降3万円)
- これに伴い、低所得のひとり親家庭は、毎月何らかの給付(児童手当又は児童扶養手当)を受けられることとなる。(次頁参照)

児童手当拡充に向けたシステム整備等

- 上記の前倒しにかかる地方公共団体の準備を着実に進めるため、児童手当の抜本的拡充に向けて地方公共団体が業務システムの改修等を行う場合、改修等に必要な経費を奨励的に助成する。

232億円

(参考)政府与党政策懇談会における岸田総理の御発言(令和5年10月26日)

- 児童手当の抜本的拡充の実施が来年10月に予定されています。再来年2月の支払開始とされていたところ、児童手当の支払月を隔月の年6回とする法改正をあわせて行い、拡充後の初回支給を来年12月に前倒ししたいと考えており、このことも今般の総合経済対策に盛り込ませていただきたいと思います。
- 今般、高校生や児童手当制度の現行の所得制限外の子供も含めて、来年6月から一人につき4万円の定額減税を行うことは、実質的に児童手当の抜本的拡充を更に前倒しする効果も持つものであります。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
イベント	入学・進級				夏休み				年末年始			
現 行	(児童手当) (児童扶養)			◎			◎				◎	
			●		●		●		●		●	●
見直し後	(児童手当) (児童扶養)	◎		◎		◎			◎		◎	
			●		●		●			●		●

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援のスピード感ある実行② ～加速化プラン等の前倒し～

施 策	概 要	国費	公費
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施に向けた試行的事業	➤ 全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。 - 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。 - 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。 - 対象児童：保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児	91億円	114億円
乳幼児健診等の推進	①「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業 ➤ 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3～6か月頃」及び「9～11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。 ➤ こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。 ②「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」 ➤ 都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。 ※SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。 ※SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。	25億円	50億円
こどもの居場所づくり支援	➤ 居場所を求めるこどもを居場所につなげるなど地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートしたりする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。 ➤ NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施する。 例：同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施 障害のある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設	13億円	24億円

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援のスピード感ある実行② ～加速化プラン等の前倒し～

施 策	概 要	国費	公費
多様な支援ニーズへの対応		61億円	106億円
こどもの貧困	①地域こどもの生活支援強化事業（13億円） ➤ 既存の福祉・教育施設などにおいて、気軽に立ち寄れる食事や体験等の場所を提供し、支援が必要なこどもの早期発見、早期対応につなげる。 ②こどもの生活・学習支援事業の拡充（3.7億円） ➤ ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援を行う中で、大学の受験費用等についても支援することで、進学へのチャレンジを後押し。 ③虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援（2.7億円） ➤ 生活困窮等の様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる。	19億円	29億円
虐待防止	①アウトリーチ支援・宅食事業（7.5億円） ➤ 支援ニーズの高いこどもに対し宅食等アウトリーチ型の支援を強化することで、こどもの状況把握を継続的にを行い、必要な支援につなげる。 ②こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備（2.2億円） ➤ こどもや保育所・学校等の職員からの相談に対応し、適切な支援を提供するため、こども家庭センター等における相談員や専門人材の配置を支援。 ③児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援（2.5億円） ➤ 児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築のための取組を実施するとともに、児童相談所への定着支援アドバイザーの配置やVR等を活用した研修システムの作成等、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。	12億円	19億円
障害児・医療的ケア児支援	①地域障害児支援体制強化事業の拡充（15億円） ➤ 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。 ②医療的ケア児等総合支援事業の拡充（7.6億円） ➤ 医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。 ③医療的ケア児保育支援事業の拡充（5.2億円） ➤ 医療的ケア児の受入れ体制整備として、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を支援するほか、災害時における確実な電源確保や医療的ケア児の個別性に着目した備品整備等の支援を行う。 ④地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業（1.4億円） ➤ 地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。 ⑤地域支援体制整備サポート事業（0.5億円） ➤ 国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることで地域の障害児支援体制の整備を促進する。	30億円	57億円

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算案：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

1 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

2 事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内 容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、事後相談等

◆ 留意事項

- （1）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- （2）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに適切に療育につなげることができるよう、都道府県とも協力しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：① 4,000円／人（原則として個別健診）
② 3,000円／人（原則として集団健診）

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

令和5年度補正予算案：10億円

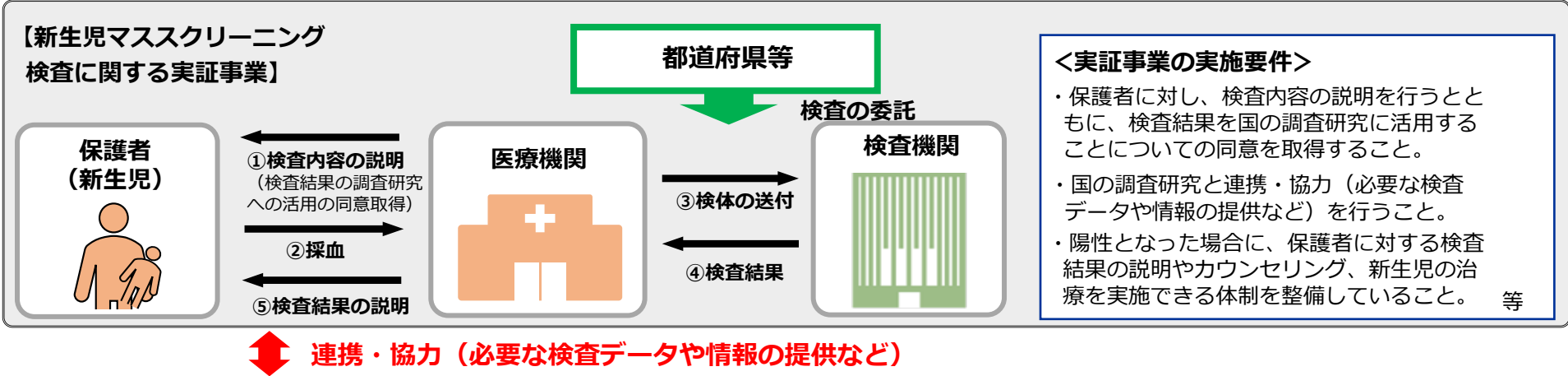
1 事業の目的

- 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。
- （※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。
SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県、指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



【国の調査研究（こども家庭科学研究）】令和5～7年度

- ・地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
- ・保護者向けの情報提供資料又は説明文書の作成 など

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：こども家庭庁が必要と認める額
※検査に関する説明等を含む。

こどもの居場所づくり支援体制強化事業

令和5年度補正予算案：13億円

1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設 等

3 実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 5,458千円
1 特別区・中核市あたり 3,434千円
1 市町村あたり 1,948千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 4,133千円
1 特別区・中核市あたり 3,885千円
1 市町村あたり 2,130千円

(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり 15,200千円（3名以上配置の場合）
10,259千円（2名配置の場合）
5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

※上記のほか、国が行う「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の周知・広報に必要な経費を要求。

地域こどもの生活支援強化事業

令和5年度補正予算案：13億円

1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
 - 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
 - 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。
- ※ 令和5年度より「こどもの生活・学習支援事業」において実施している連携体制整備・食事の提供にかかる費用については、本事業において実施。

2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

○こどもの生活支援強化事業

（補助基準額：最大8,502千円）

- ア 食事や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品の提供（文房具や生理用品等）を行う事業
 - イ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業
 - ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業
 - エ その他上記に類する事業
- ※ ア～エを組み合わせる実施

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】

（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・ 立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・ 地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携

市区町村



こども家庭センター

学校・教育委員会



市・町・区役所

要保護児童
対策地域協
議会

地方自治体



都道府県（後方支援または直接支援）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、**受験料、模試費用の補助**を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

2. 事業の概要（拡充内容）

①受験料

大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・高校3年生：53,000円上限

②模試費用

中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用を支弁する。

- ・高校3年生：8,000円上限
- ・中学3年生：6,000円上限

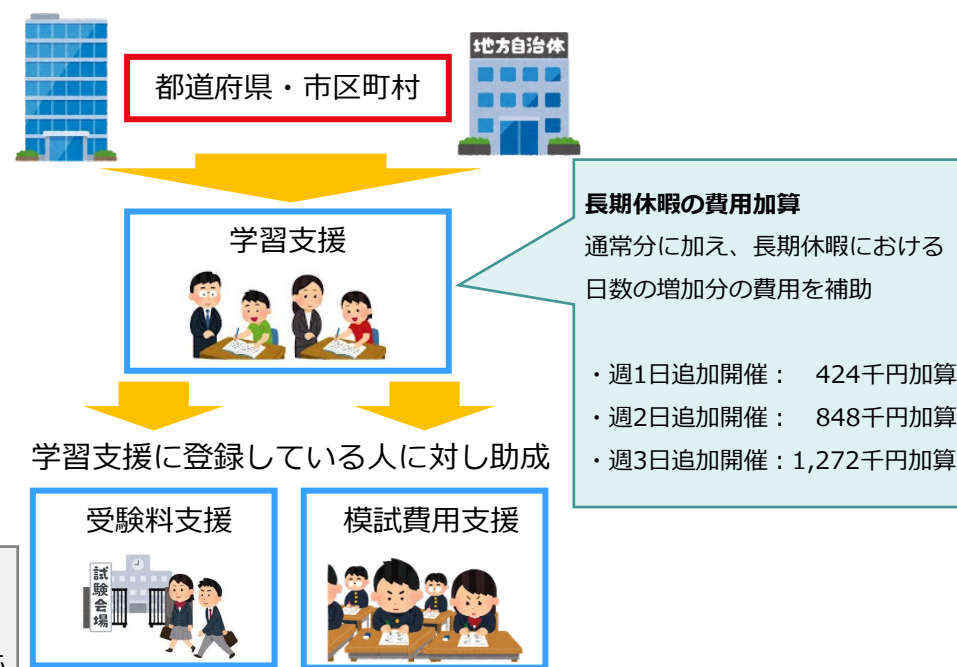
③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)

イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4

アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対象児童等見守り強化事業」の拡充】

＜児童虐待防止対策等総合支援事業補助金＞

令和5年度補正予算案：7.5億円

1 事業の目的

- 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげる、「支援対象児童等見守り強化事業」を見直し、おむつ配布を含む宅食タイプのアウトリーチ型を強化する。
- こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

＜現行＞

「支援対象児童等見守り強化事業」

- こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

＜見直し＞

「アウトリーチ支援・宅食事業」

- ① アウトリーチ型の強化
 - ・おむつ等の消耗品費をはじめとした巡回活動費の強化
- ② 都道府県を介した中間支援法人の活用
- ③ 実施形態の見直し
 - ・こども自身が申請できる仕組み

3 実施主体

- ① 市区町村 ② 都道府県

4 補助率

○ 児童虐待防止対策等総合支援事業：国2/3、都道府県、市区町村：1/3

5 補助単価案

- ① 巡回活動費強化 1か所あたり 5,218千円
- ② 中間支援法人活用 1都道府県あたり 60,000千円
- ③ 周知啓発経費(②の加算) 1都道府県あたり 28千円

こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備

＜児童虐待防止対策等総合支援事業補助金＞ 令和5年度補正予算案：2.2億円

1 事業の目的

- こどもたちにとって、虐待など家庭内での困りごとを、普段接点がないこども家庭センターに相談することはハードルが高いことから、こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるためには、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）と連携して、こども家庭センターにこどもたちがアクセスしやすい環境を整備することが必要である。
- また、こどもからのSOSをこども家庭センターをはじめとする関係機関でしっかりと受け止められる体制を整備するとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、こども家庭センターにおける専門人材の活用を促進する。

2 事業の概要・スキーム

- ① こどもの関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）との連携・相談体制の整備
以下の取組を実施するこども家庭センターに必要な経費を補助する。
 - ・ こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当相談員の配置。
- ② こどものニーズに応じた相談支援の実施のための専門人材の活用促進
 - ・ こども家庭センターに公認心理士・精神保健福祉士等の外部専門職の派遣・配置を行う場合の費用を補助。

3 実施主体

市区町村

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業：国1/2、市区町村：1/2

5 補助単価案

- ① こども担当相談員配置 2,715千円／人（1市区町村最大2名）
- ② 専門人材活用促進 1市区町村あたり 2,983千円

地域障害児支援体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算案

15億円

1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 児童発達支援センターの機能強化等

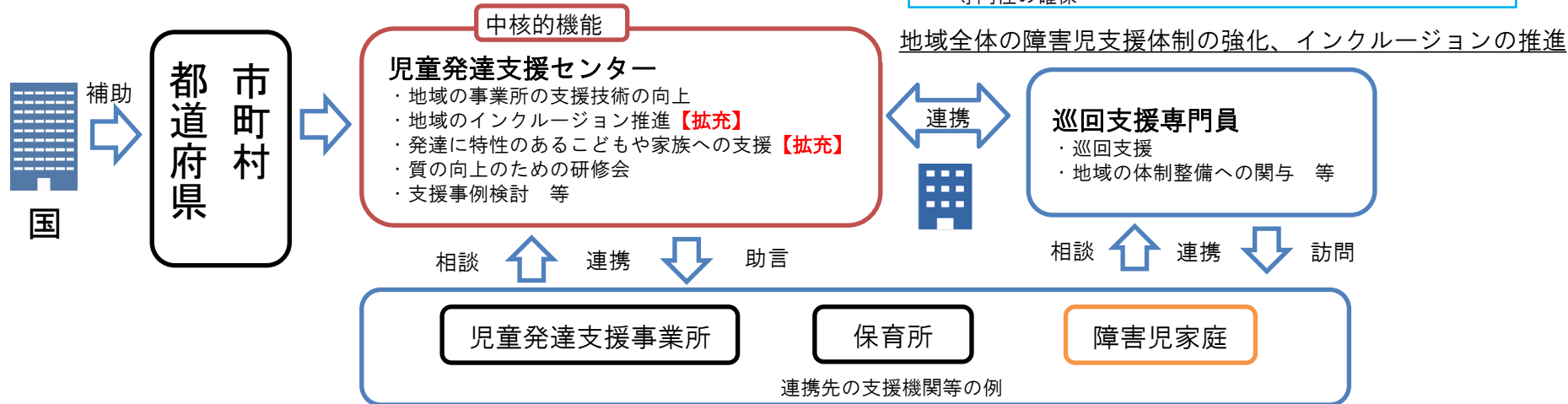
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 発達に特性のある子どもと家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・ 巡回等の活動計画の作成
- ・ 巡回等支援
- ・ 戸別訪問等
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制整備への関与
- ・ 専門性の確保



3 実施主体等

都道府県・市町村

4 補助率

市町村事業：国1/2、市町村1/2
都道府県事業：国1/2、都道府県1/2

5 拡充内容

- 地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組の推進。
- 乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組の推進。

医療的ケア児等総合支援事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数＞

令和5年度補正予算案

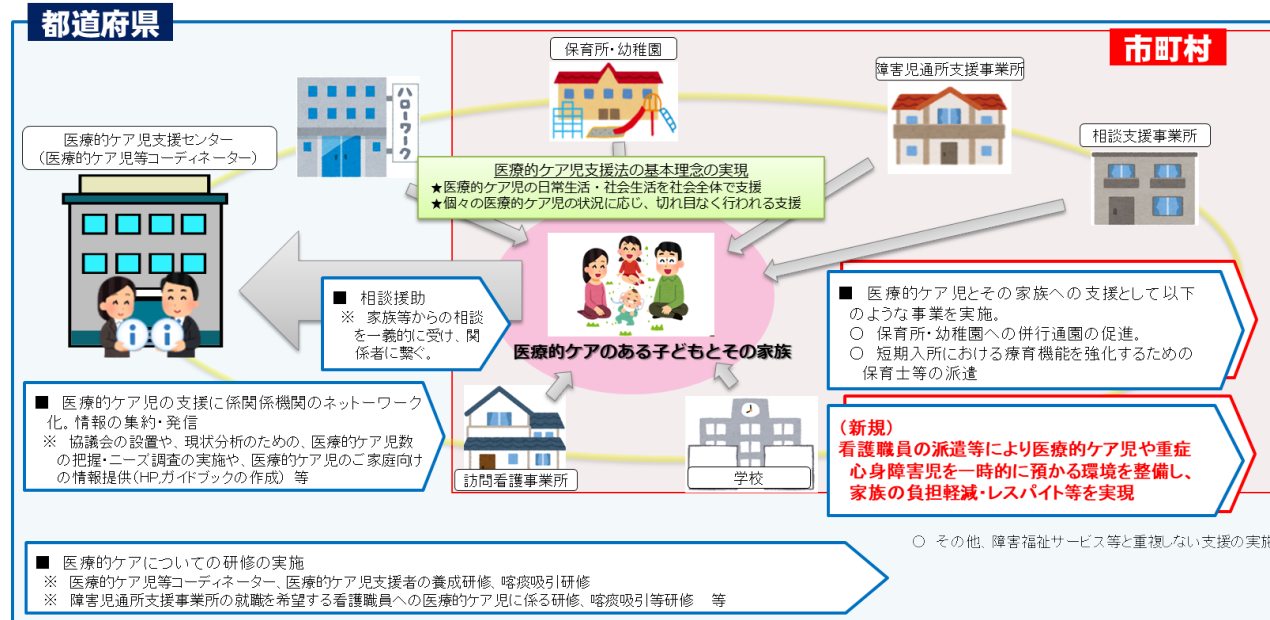
7.6億円

1 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



3 実施主体

都道府県・市町村
※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ

4 補助率

国 1/2、都道府県 1/2
又は市町村 1/2

5 拡充内容

- 家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備する。

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業（補助率：2/3、3/4）

（補助率3/4で支援するもの）

・自治体間連携を伴う取組に対する支援

・AIを始めとするマッチングシステムの高度化

・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

・客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業

・若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援



結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業（補助率：1/2、2/3）

（補助率2/3で支援するもの）

・自治体間連携を伴う取組に対する支援

・地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成

・男性の育休取得と家事・育児参画の促進

・多様な働き方の実践モデルの取組

・子育て家庭やこどもの触れ合い体験事業

・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援



結婚新生活支援事業（補助率：1/2、2/3）

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活を経済的に支援（家賃、引越費用等を補助）する取組）を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円

○ 一般コース（補助率：1/2）

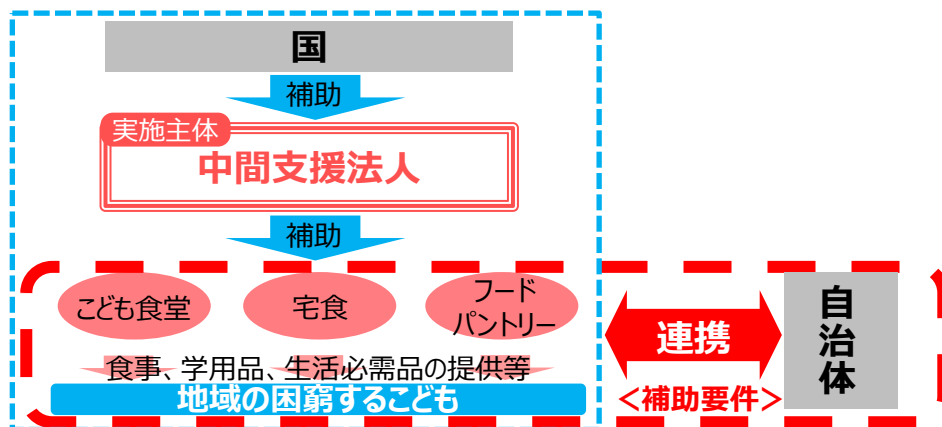
【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円



ひとり親家庭等の支援

□ ひとり親家庭等のこどもの食事等支援（25億円）

- ・こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。

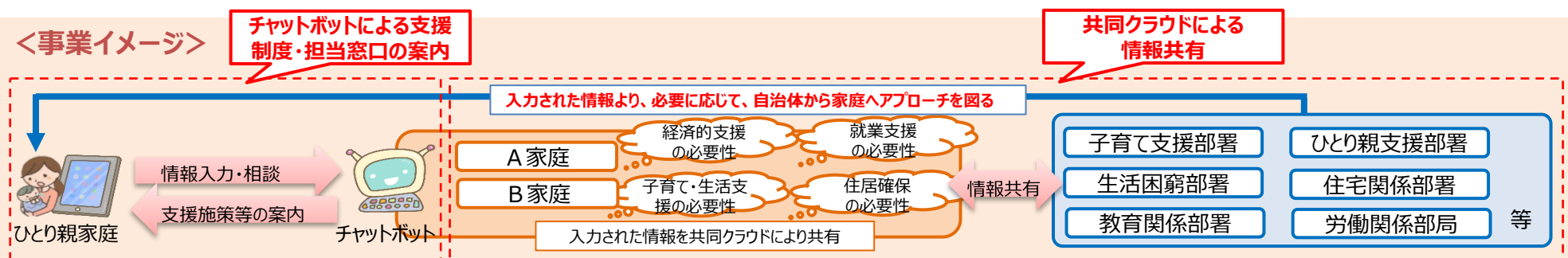


《実際のこども食堂の様子》



□ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化（2億円）

- ・ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、ひとり親家庭等が必要な支援制度に的確にたどりつけるようにすることが課題となっている。
- ・このため、チャットボットを活用して相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内などを行う地方自治体を支援し、相談機能の強化を図る。



母子保健デジタル化実証事業（8億円）

- ・マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化に向け、2023年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤（Public Medical Hub）の機能追加・拡充を目指し、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進める。

保育所等におけるICT化推進等事業（29億円）

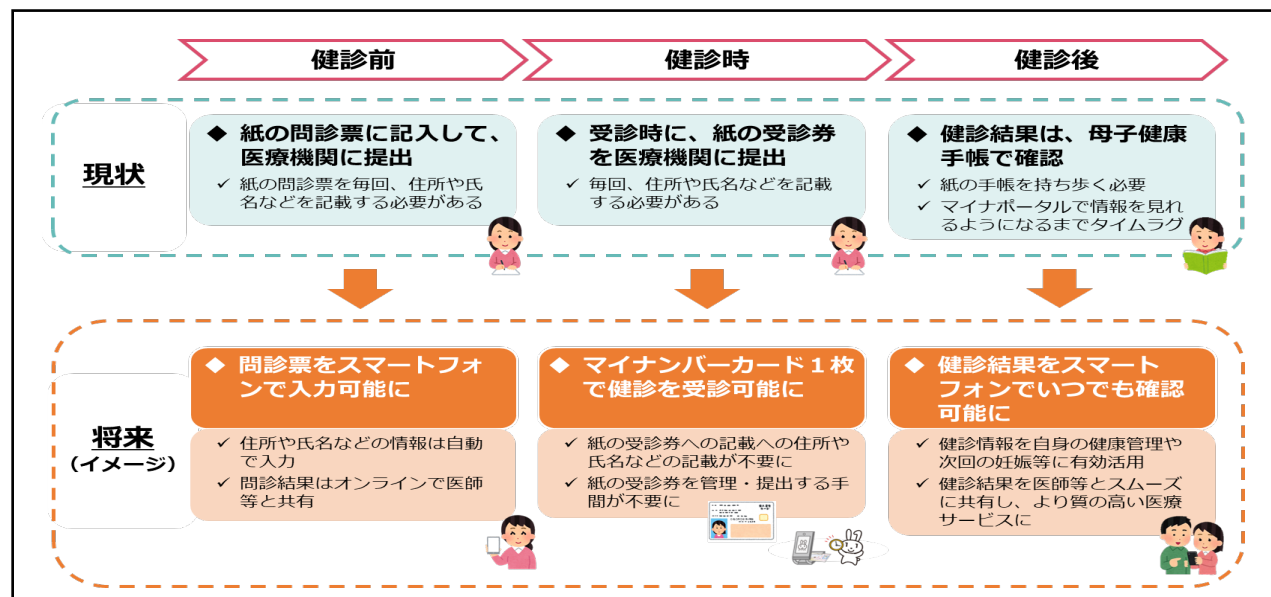
- ・保育士の業務負担軽減に向け、登降園管理、保護者との連絡等に加え、実費徴収等のキャッシュレス決済等のためのシステム導入等を支援する。さらに、保育所等におけるICT化を推進するため、自治体において、ICT事業者や保育事業者などで構成される協議会を設置し、域内保育所のシステム導入促進のための取組を行っている場合に補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。

こども政策DXの実現に向けた実証事業（10億円）

- ・モデル事業や調査研究を通じ、地方公共団体や保育施設等における行政手続や事務処理等のデジタル化・ICT化や生成AIの利用等の取組を実証的に行う。

《母子保健のデジタル化で将来的に目指すイメージ》

《保育所等におけるICT化》



性被害防止といじめ防止対策の強化

❑ 教育、保育等における性被害の防止等の取組の促進（1億円）

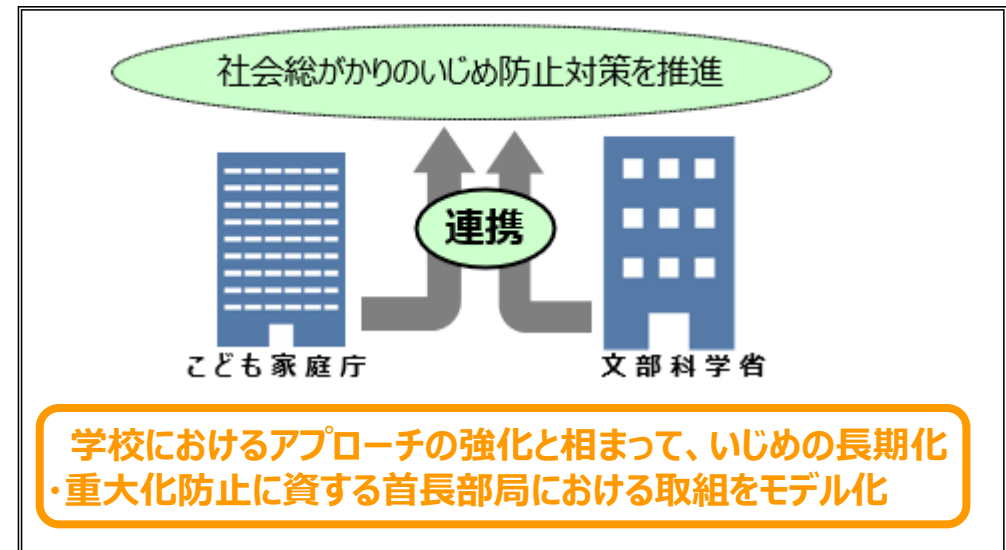
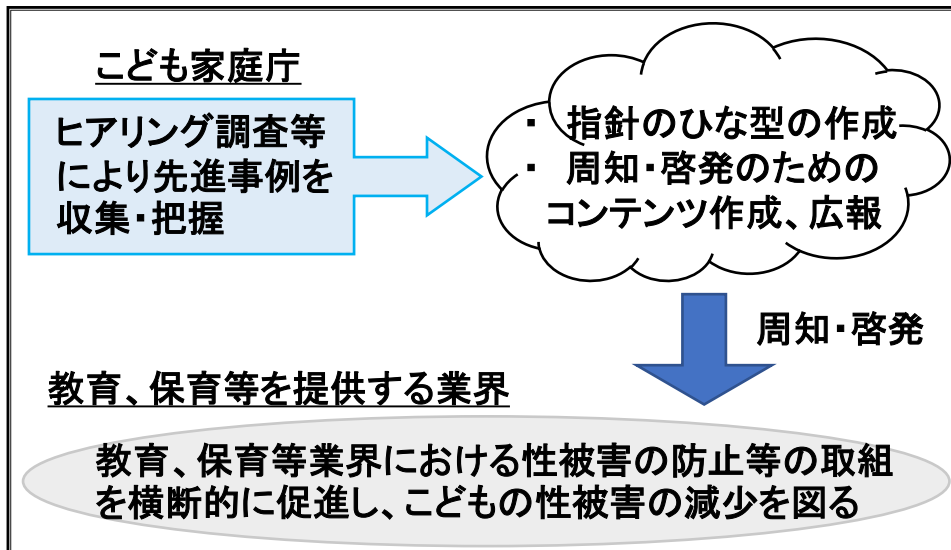
- ・教育、保育等を提供する業界における性被害の防止等の取組を促進するための先進事例の収集・把握、それらを基にした指針のひな型の作成、これらを周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報を検討・実施する。

❑ 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援（19億円）

- ・保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護のパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置や保育状況等の説明要望等に応えるカメラ等の設置支援を行う。

❑ 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証（4億円）

- ・文部科学省等と連携し、いじめ防止対策を強化するため、地方公共団体の首長部局において、専門家等を活用し、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証に取り組む。



第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

6. 包摂社会の実現

年齢、性別、障害の有無、就業形態を問わず、全ての人が生きがいを感じ、生涯を通じて、学び、自らの生き方・働き方を選択できる社会の実現に取り組む。

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行する。

2024年10月の施行を予定している児童手当の抜本的拡充について、児童手当の支払月を年3回から隔月の年6回とする法改正を併せて行い、拡充後の初回支給を2025年2月から2024年12月に前倒す。

全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。「1か月児」及び「5歳児」への健康診査並びに「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行う。こどもの居場所づくりのため、地方公共団体や民間団体における安定的で質の高い居場所の運営、地方公共団体による「こどもの居場所づくりコーディネーター」(仮称)の採用・育成を支援する。

こどもの貧困を解消するため、ひとり親家庭等のこどもに対し、こども食堂など、気軽に立ち寄れる場を提供する地方公共団体を支援する。併せて、学習支援を拡充し、受験料等への支援を行うことにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。

児童虐待を防止するため、地方公共団体による宅食等アウトリーチ型の支援を強化し、必要な支援につなげる。こどもからのSOSを受け止められる体制を整備するため、2024年4月から設置が努力義務となるこども家庭センターにおける職員の配置や、専門人材の活用を支援する。2024年4月からの改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童発達支援センターを中心とした地域全体の障害児支援体制の強化や医療的ケア児の一時預かりの環境整備に取り組む。

こども・子育てに対する社会の意識改革を進めるため、「こども未来戦略方針」に基づく「こどもまんなかアクション」を展開するとともに、国民全体の機運醸成に向けた情報発信を行う。育児休業を支える体制整備を行う中小企業において、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給への助成を行うなど、支援を強化する。待機児童の早期解消に向け、保育所や放課後児童クラブ等の受け皿整備を進める。

(参考) デフレ完全脱却のための総合経済対策(抄) (令和5年11月2日閣議決定)

これらに加え、地方公共団体が行う結婚支援や子育て支援の取組を推進する。プッシュ型・アウトリーチ型の支援を実現するため、教育や福祉のデータを分野を超えて連携させる「こどもデータ連携」の実証事業を実施し、地方公共団体が参照できるガイドラインを早期に策定する。保育人材を確保するため、地方公共団体で実施している保育士志望の学生に対する学費の貸付支援を行う。

ひとり親家庭等の支援を強化する観点から、専門人材や地方公共団体を始めとする関係機関と連携しつつ、こども食堂等を広域的に支援する民間団体の取組を支援する。ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制の構築を支援する。

児童養護施設退所者の自立を支援するため、家賃相当額等の貸付を行う。児童福祉施設や障害児施設の整備を進める。

施策例

- ・こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業(こども家庭庁)
- ・「1か月児」及び「5歳児」に対する乳幼児健診等の推進(こども家庭庁)
- ・こどもの居場所づくり支援体制強化事業(こども家庭庁)
- ・ひとり親家庭のこどもに、こども食堂など気軽に立ち寄れる場を提供する「地域こどもの生活支援強化事業」(こども家庭庁)
- ・こどもの生活・学習支援事業(こども家庭庁)
- ・こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備(こども家庭庁)
- ・地域障害児支援体制強化事業(こども家庭庁)、地域支援体制整備サポート事業(仮称)(こども家庭庁)
- ・医療的ケア児等総合支援事業(こども家庭庁)
- ・医療的ケア児保育支援事業(こども家庭庁)
- ・こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革(こども家庭庁)
- ・両立支援等助成金の拡充(育休中等業務代替支援コース(仮称)の新設)(厚生労働省)
- ・待機児童の解消に向けた「保育所等整備事業」(こども家庭庁)
- ・放課後児童クラブ整備促進事業(こども家庭庁)
- ・地方公共団体の結婚や子育てに関する取組を支援する「地域少子化対策重点推進交付金」(こども家庭庁)
- ・こどもデータ連携に係る実証事業(こども家庭庁)
- ・保育人材の確保に向けた「保育士修学資金貸付等事業」(こども家庭庁)
- ・ひとり親家庭を含む要支援世帯に向けた「こどもの食事等支援事業」及び「ワンストップ相談体制強化事業」(こども家庭庁)
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(こども家庭庁)
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金(こども家庭庁)
- ・「こどもまんなかまちづくり」の実現に向けた子育てにやさしい住まいの支援(国土交通省)

等

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

2. デジタル行財政改革

(1) 主な改革への取組(抄)

デジタル行財政改革の方針に沿って、まず、教育、交通、介護等、子育て・児童福祉、防災、インバウンド・観光、スタートアップの成長促進について、公共サービスの維持・強化と地方の活性化を図るため、予算事業と制度・規制の見直しを一体的に進める。その際、デジタル完結の原則に則り、業務やネットワーク、システムを改善し、業務の効率化と質の向上につなげる。

(子育て)

こども政策DXによるプッシュ型子育て支援の実現に向けて、2023年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤の導入自治体を順次拡大し、全国展開をしていくことにより、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進める。

保育士の業務負担軽減に向け、保育所の登降園の管理や保育士と保護者との連絡等について、業務システムの導入の支援に加え、保育現場全体の更なるDXの推進に向けた調査研究を行う。

児童福祉に係る現場職員の業務負担軽減や、こどもや家庭に寄り添った相談業務のDXを進める。

施策例

- ・こども政策DXの実現に向けた実証事業(こども家庭庁33)
- ・保育所等におけるICT化等推進等事業(こども家庭庁10)
- ・母子保健デジタル化実証事業(こども家庭庁23)
- ・児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業(こども家庭庁33)

第5節 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

3. 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

（1）国民の安全・安心の確保（抄）

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状を踏まえ、本年7月にとりまとめた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づく対策を加速する。

具体的には、教育・保育業界における性被害防止の取組を促進するため、先進事例を周知するとともに、業界のガイドライン（指針）の作成を支援する。保育所等における性犯罪防止対策のため、プライバシー保護のパーテーションや保護者の安心に応えるカメラ等の設置支援を行う。併せて、相談支援や被害者支援を強化するため、SNS相談の推進や夜間休日に相談可能なコールセンターの設置を行うとともに、ワンストップ支援センター等における、多様な被害者への支援等に係る体制強化を促進する。

不登校児童生徒の心や体調の変化へ早期の対処を図るため、1人1台端末を活用した「心の健康観察」の導入を支援する。不登校児童生徒の学びの継続を支援するため、自分のクラスに入りづらい児童生徒のための校内教育支援センターの設置を支援する。いじめ防止対策を強化するため、関係機関が緊密に連携し、学校外からのアプローチの開発・実証に取り組む。

施策例

- ・教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進（こども家庭庁25）
- ・保育所等における性犯罪防止対策に係る設備等支援（こども家庭庁7）
- ・学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証（こども家庭庁31）＜再掲＞